

坂戸市子どもの健やか未来応援プラン

～ 子どもの貧困対策推進計画 ～

概要版



「子どもの貧困」と日本の状況

昨今では、衣食住を欠くほどに貧しい「絶対的貧困」というよりはむしろ、地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態を示す「相対的貧困」が深刻な社会問題となっています。その「相対的貧困」を子どもの観点で捉えたものが「子どもの貧困」です。

平成27年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると子どもの貧困率は13.9%と、**7人に1人が貧困の状態にある**としており、平成24年の16.3%から改善が見られるものの、なお高い水準で推移しており、日本は、OECD（経済協力開発機構）加盟国の平均値（13.6%）より高い水準に位置しています。

ひとり親家庭の貧困率についても、改善傾向が見られますが、依然として**半数以上が経済的に厳しい状況**に置かれています。

平成30年3月

坂戸市

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

国の動向

- ・国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）を平成 25 年 6 月に制定し、その法に基づき平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」という。）」を閣議決定しました。大綱では基本方針が示されたほか、各種指標や重点施策が位置づけられました。
- ・平成 27 年には、子供の未来応援国民運動を開始し、特設サイトによる情報発信や寄付金を原資とした基金を創設するなど、子どもの貧困対策に着手しています。

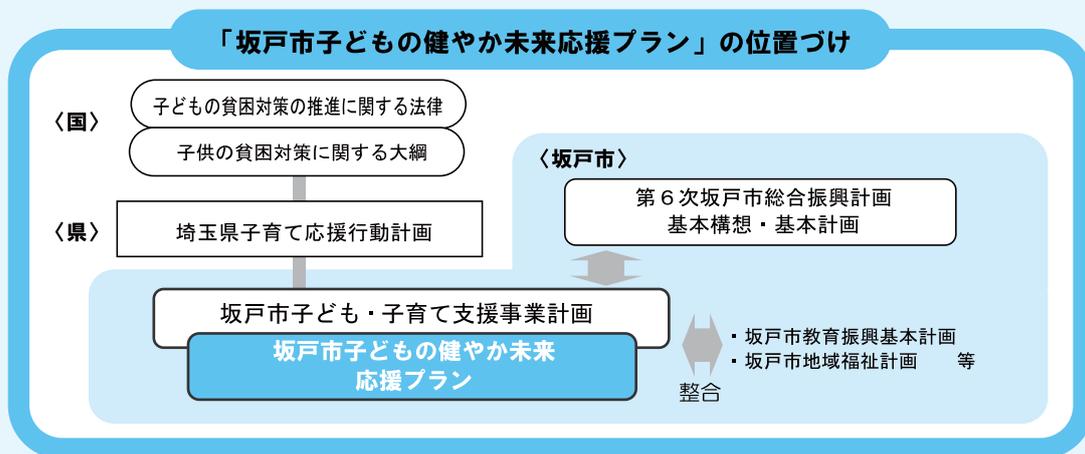
(2) 計画の趣旨

計画策定の目的

- ・子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに成長することができる環境を整備し、貧困による負の連鎖を断ち切ることを目的として、「坂戸市子どもの健やか未来応援プラン」を策定します。

計画の位置づけ

- ・本計画は、法及び大綱、県計画を踏まえ、地域の実情に応じた支援施策を推進するための計画と位置づけます。
- ・本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「第 6 次坂戸市総合振興計画」や市の子育て支援施策を総合的に推進する「坂戸市子ども・子育て支援事業計画」のほか、保健・福祉に関連する個別計画等との整合性を図ります。



計画の期間

- ・本計画の期間は、平成 30 年度から平成 36 年度（2024 年度）までの 7 年間とします。
- ・必要に応じて中間見直しを行うとともに、平成 37 年度（2025 年度）以降は、「坂戸市子ども・子育て支援事業計画」の見直しに合わせて、計画の一体化を図るものとします。

計画の対象

- ・本計画の対象は、経済的困窮等により、成長過程で困難を抱えやすい子どもとその家庭とします。
- ・具体的には、生活保護費受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助費受給世帯等、経済的理由により、公的な支援を受けている世帯とその子どもとします。

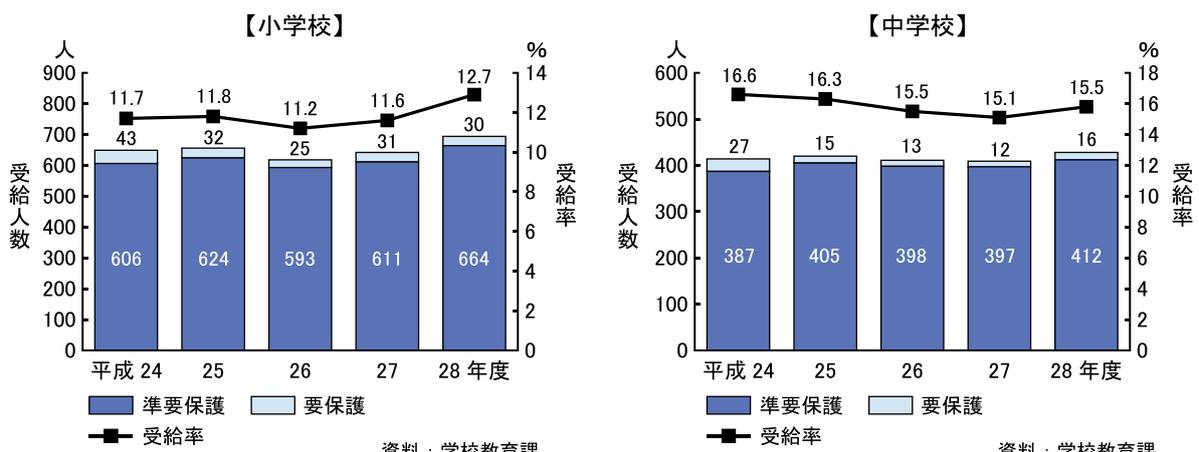
2 本市の現状と課題

(1) データから見える現状

就学援助^{*}の状況

- ・就学援助の受給人数及び受給率の推移をみると、小学校では、全体で概ね 600 人台で推移しており、平成 28 年度の要保護が 30 人、準要保護が 664 人、受給率は 12.7%となっています。
- ・中学校では、全体で概ね 400 人台で推移しており、平成 28 年度の要保護が 16 人、準要保護が 412 人、受給率は 15.5%となっています。

就学援助の受給人数及び受給率の推移



※就学援助とは、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して行われる学用品費等に対する援助。

(2) 子どものいる世帯の生活の実態

- ・本計画の策定にあたり、本市の子どものいる世帯の生活実態を把握するため、18 歳未満の子どものいる世帯（以下、一般世帯）の保護者約 2,000 人を対象としたアンケート調査、児童扶養手当や就学援助、生活保護等を受給している世帯（以下、公的支援世帯）の保護者約 1,000 人を対象としたアンケート調査及び学校・保育園等の関係者にヒアリング調査を実施しました。

【調査から見えるもの】●はアンケート調査、◆はヒアリング調査

- ◆生活に困難を抱える家庭では、ひとり親家庭、親の再婚による継親・継子関係、外国籍の保護者など、家庭環境が複雑であることが指摘されている。
- 子どもの進学の希望と現実について、公的支援世帯で、希望は「大学まで」が多いのに対し、現実「高校まで」が多いなど希望と現実の乖離が大きい。
- 公的支援世帯の約 4 割で経済的な理由により「学習塾に通わせていない」、3 割以上で「今後、中退や進学断念の可能性ある」としている。
- ◆家庭学習の習慣が身に付いていない子どもが多く、学力の低下が懸念される。また、経済的理由から高校受験時に公立高校と私立高校の併願ができない事例が複数報告されている。
- ◆貧困の状態にある家庭では、朝食の欠食や入浴が不十分、歯科の未受診など基本的な生活習慣が確立されていない状況がうかがえる。
- ほとんどの母子家庭の母親が働いているが、非正規雇用が多く収入が低い状況にある。
- 一般世帯に比べ、公的支援世帯で、「家族旅行」や「学習塾や習い事」など、子どもが当たり前持っているはずの物や教育・経験の機会が奪われている（剥奪）割合が高い。

基本理念

すべての子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるまち「さかど」

I 教育の支援

すべての子どもが教育や体験の機会を奪われることのないよう、教育の機会の保障、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。

(1) 学力向上・多様な体験の支援

(2) 就学・進学への支援と教育の機会均等

(3) 学校をプラットフォームとした子どもの支援体制の構築

II 生活の支援

家庭の状況や健康等、複合的な問題を抱える保護者を適切な支援につなぎ、生活の安定を目指すとともに、子どもの年齢に応じた安心できる居場所づくりを推進します。

(1) 子育てや親子の健康に関わる切れ目のない支援

(2) 保護者の生活支援

(3) 子どもの居場所づくり

III 保護者の就労支援

子育てと仕事の両立が図れるよう、家庭が抱える課題に寄り添った相談支援やキャリアアップに向けた資格の取得支援など、保護者の就労の確保に努めます。

(1) 保護者への就労支援

(2) 多様な就労形態に合った子育て支援

IV 経済的な支援

真に必要とする人が経済的支援を受けられるよう、さまざまな支援制度の周知を図り、適正な支給等に努めます。

(1) 経済的困窮家庭の自立に向けた支援

(2) 子育て家庭及び特別な配慮が必要な家庭への支援

4 施策の展開

I 教育の支援

施策1 学力向上・多様な体験の支援

家庭環境や経済状況に左右されることなく、子どもの教育機会が保障されるよう、地域の人材等を活用したきめ細かい学習指導や進路相談に取り組みます。また、自己肯定感の向上や生活習慣の改善につながる多様な体験機会の提供に努めます。

主な事業	概要
地域人材を活用した学習支援事業	児童の基礎学力の定着と自学自習の姿勢を身に付けることを目的として、小学4、5年生を対象に「学力のびのび塾」を開催します。学習支援員は、元教員等の地域の人材等を活用し、児童の学力に合わせた指導を行います。
生活困窮者学習支援事業	生活保護世帯を含めた生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習援助等の支援を行います。
ひとり親家庭等学習支援事業	母子家庭等の子どもを対象に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、学習援助等の支援を行います。

施策2 就学・進学への支援と教育の機会均等

幼児教育、小中学校の義務教育、高等学校等への就学・進学に対し、教育の機会均等を図るため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

主な事業	概要
小・中学校就学援助事業（学用品費等）	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や通学用品等に対する必要な援助を行います。
小・中学校就学援助事業（給食費）	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、児童生徒の給食費への補助を行います。
多子世帯学校給食費軽減事業	市内在住の同一世帯で、小学校就学から高校生までの児童生徒を3人以上養育している保護者に対して、第3子以降分の給食費の補助を行います。

施策3 学校をプラットフォームとした子どもの支援体制の構築

学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置づけ、さわやか相談員を配置し、子どものいじめや不登校などに関する悩みに対して、適切な相談支援を図ります。また、福祉と教育をつなぐコーディネーターを配置し、総合的な貧困対策を推進します。

主な事業	概要
不登校解消事業	適応指導教室の運営とさわやか相談員の配置・活用により、児童生徒の自立と集団への適応を支援し、不登校児童生徒の学校復帰の支援を行います。 不登校児童生徒の解消のため、面接や電話による教育相談を行うほか、いじめ・不登校対策委員会委員やさわやか相談員、教職員等を対象とした研修を行います。
学校支援員配置事業	支援を必要とする児童生徒に学校支援員を配置し、学校生活や授業等の支援や補助を行うことにより、学校生活の充実を図ります。
子どもの貧困対策推進事業	子どもの貧困の問題に対応するため、福祉と教育をつなぐコーディネーターを配置し、相談や助言を行い、適切な支援へとつなげます。

施策1 子育てや親子の健康に関わる切れ目のない支援

育児や子育てに関する悩みや保護者の精神的・身体的な健康への支援に対応するため、気軽に相談できる体制を整備します。また、家庭訪問や健診等の機会を通じて、支援が必要な保護者や子どもの早期発見に努め、切れ目のない支援につなげます。

主な事業	概要
子育て世代包括支援推進事業	妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うため、妊産婦等の状況把握、支援プランの作成及び必要なサービスの情報提供を行うとともに、関係機関との連携による支援ネットワークの構築及び情報共有を図ります。
児童虐待防止事業	児童虐待等のリスクが高い家庭に対し、坂戸市要保護児童対策地域協議会に属する関係機関等と連携・調整を図り適切な対応を推進します。
乳幼児健康相談事業	就学前までの子どもの発育発達や保護者の育児不安・悩みの相談等に対応します。

施策2 保護者の生活支援

家事や保育の支援が必要となった家庭に対して、市民の相互援助活動による支援やホームヘルパーの派遣による家事援助を実施するなど、すべての家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備します。

主な事業	概要
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい市民（利用会員）と子育ての援助を行いたい市民（協力会員）が登録し、各保育施設等（保育所・幼稚園・放課後児童クラブなど）への送迎、各保育施設等の閉所後の子どもの預かり、習い事への送迎等、市民による子育ての相互援助活動を推進します。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の病気等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を実施します。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の保護者が病気等で日常生活を送ることが困難な場合に、家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣して、家事等の日常生活の支援を実施します。

施策3 子どもの居場所づくり

運動、遊び、学習など、健全な生活習慣を身に付けるのに役立つさまざまな体験ができる場として、子どもが放課後を安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくりを推進します。特に支援が必要なひとり親家庭等の子どもの居場所の確保に努めます。

主な事業	概要
放課後児童健全育成事業	保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
青少年地域ふれあい事業	放課後の小学校の教室や校庭、体育館を活用し、放課後こどもげんき教室として、小学生の放課後の居場所や工作、昔遊び、ボール遊び、宿題など活動の場を提供します。
市民活動普及支援事業（提案型協働事業）	子ども食堂の運営など、市の課題解決につながる市民活動団体からの協働事業の提案を募集し、市との協働事業に対して補助金を交付します。

III

保護者の就労支援

施策1 保護者への就労支援

求人・求職への相談対応や就職活動の支援、ひとり親に対する職業訓練等への給付金の支給を通じて保護者のキャリアアップや雇用形態の改善を図るとともに、就労機会の確保に努めます。

主な事業	概要
被保護者就労支援事業	被保護者（生活保護受給者）の状況や自立阻害要因に応じて、効果的な支援方法や利用可能な社会資源等を体系的に整理し、実効的かつ組織的な自立支援を行います。また、臨時職員として就労支援員を配置し、就労相談等を行います。
母子家庭等自立支援事業	ひとり親家庭の父母が教育訓練講座を受講した際や資格取得のために養成機関へ修業した際に、給付金を支給することで就職の促進や雇用の安定を図ります。

施策2 多様な就労形態に合った子育て支援

保育所の整備等の取り組みを推進することで、保育を必要とする子育て家庭のニーズへの対応に努めます。また、休日や夜間など、保護者の多様な就労形態に合わせた保育の提供について、利用実態やニーズを把握しながら、適切な保育サービスの提供に努めます。

主な事業	概要
時間外保育事業	保育認定を受けた児童について、通常の利用日時以外の日及び時間帯において、保育所、認定こども園等において保育を実施します。
休日保育事業	就労形態の多様化によるニーズの増加に対応するため、日曜・祝日に保育所等において一時預かり保育を実施します。

IV

経済的な支援

施策1 経済的困窮家庭の自立に向けた支援

複合的な課題から生活に困難を抱える家庭の保護者や子どもに対し、生活の安定に向けた給付や一時的な資金の貸付を行い、包括的な支援を実施します。

主な事業	概要
生活保護等事業	憲法の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えることができるよう支援を行います。また、児童生徒のいる世帯については、教育扶助として、義務教育に伴い必要な学用品代や給食費等を給付します。
住居確保給付金の支給	離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方、または失うおそれのある方に、家賃を一時的に支給し、住居・就労機会の確保に向けた支援を行います。

施策2 子育て家庭及び特別な配慮が必要な家庭への支援

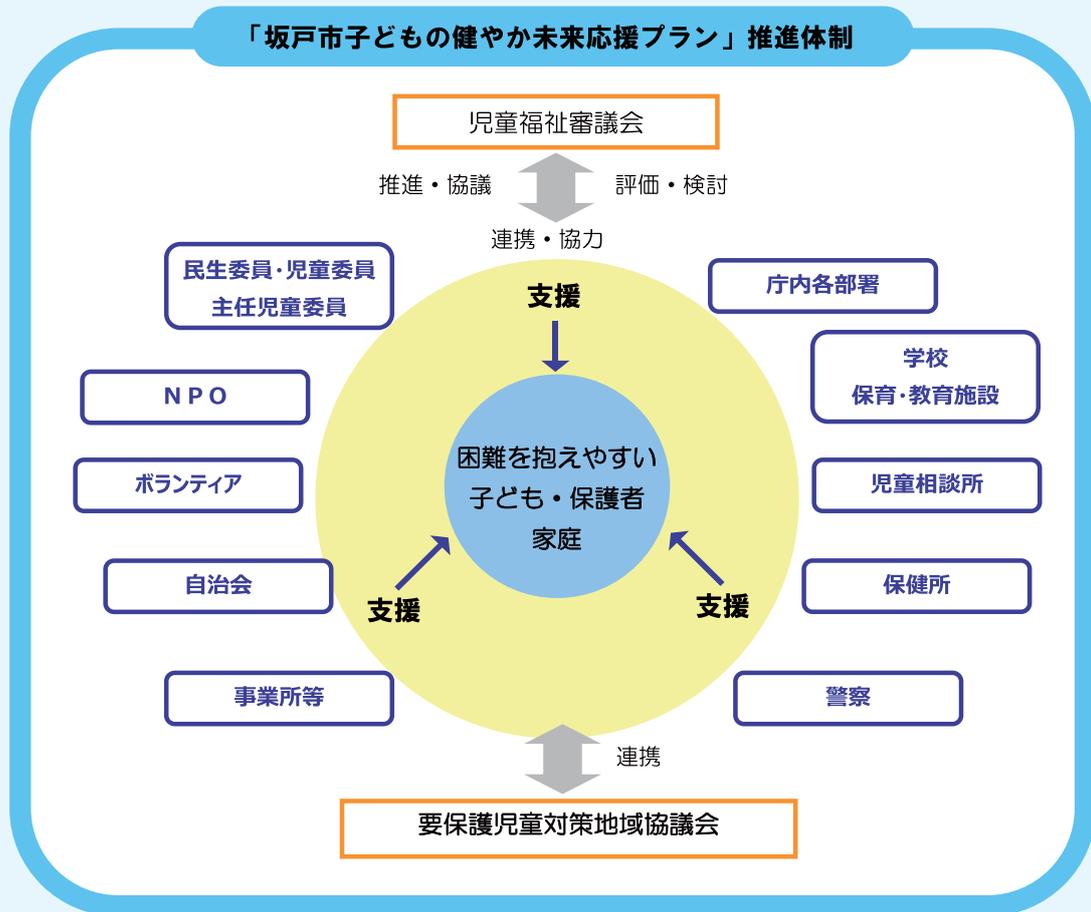
すべての子育て家庭はもとより、ひとり親世帯や多子世帯、障害のあるお子さんを養育する世帯など、特別な配慮が必要な家庭への経済的負担を軽減するための支援を推進します。

主な事業	概要
こども医療費支給事業	中学校卒業までのこどもの保険診療分に係る医療費の一部負担金部分と、入院に係る食事療養費の2分の1を保護者に支給します。
児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている場合や、子どもを育てている父又は母に一定の障害がある場合等に、養育費の援助をするため手当を支給します。

5 計画の推進

(1) 計画の推進体制

- ・本計画の推進にあたっては、行政だけではなくさまざまな支援主体との連携・協力が必要となります。そのため、庁内各部署、関連する行政機関、学校、地域、民生委員・児童委員、主任児童委員、NPO、ボランティア、自治会、事業所、その他の関係機関・団体等と連携協力関係を構築し、取り組みを進めます。



(2) 計画の進行管理

- ・本計画に掲載した施策や事業などについて、関係課で構成された庁内会議や「児童福祉審議会」において、「PDCA サイクル」に基づき、計画の進行管理および評価を行います。また、その結果に基づき、施策・事業の見直しを行うなど、計画の柔軟な運用を行うものとします。
- ・事業の継続・拡大や新たな事業の立ち上げについても、必要な事業費を毎年度の予算編成の中で検討するとともに、国・県の補助制度を活用するなど、効果的・効率的な運用を図ります。

坂戸市子どもの健やか未来応援プラン

平成30年3月

【発行】坂戸市福祉部子育て支援課
〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田1-1-1
TEL: 049-283-1331 FAX: 049-283-1673